

## 清代江南の水利慣行と郷董制

大谷 敏 夫

## はじめに

この小論は、清代江南における水利事業を分析することにより、官僚体制と郷紳支配の関係を追究し、ここから清朝集権的官僚機構の基礎構造としての郷村制を素描する試論である。その場合、前提として基本的には郷村の慣行として存在する水利事業と國家権力との関係をどう位置づけるかということ、すなわち水利事業に際して國家権力が関与しうる問題―徭役と經費―を分析すると共に、國家権力の郷村における代弁者として、水利事業を遂行した董事の史的性格を明らかにすることが課題となる。清代水利慣行に関しては、今のところ研究が初期に集中しており、中・末期以降の慣行様式の変遷に関する研究は、ほとんどみられないし、またこの問題を郷董制成立との関連で論じたものも少い。この小

論は、清代における水利慣行の様式の変遷に焦点を併せつつ、郷董制が成立した清末までの時期をのべようとするものである。

① 清代水利の諸問題に関しては、森田明氏が詳細な研究論文集『清代水利史研究』亜紀書房、一九七四年を公表され、その実態の解明に一つの方向を提示され、その中で氏は、今後の研究方向は、農民の生産活動にとって重要で不可欠な水利組織を中心として、國家権力ならびに村落との諸関係の歴史的な位置設定を明確にすることでなければならぬとされた。また、浜島教授氏は、「明代江南の水利の一考察」『東洋文化研究所紀要』四七、一九六九年において、明代では現実の村落共同的機能を前提として成立した國家権力の再生産構造への介入を考えられ、明末における土地所有構造の変化に対応する共同体的諸関係への変化が、何よりもまず水利灌溉をめぐる諸関係の変化となつてあらわれるとみる。また、川勝守氏は「明末の揚子江デルタ地帯の水利慣行の変質」『史淵』一一一、一九七三年において、里甲制の崩壊をなし、水利の荒廃をもたらした基本的内容は、土地所有構造（地主―佃戸関係）の変化であり、それに照応して新たな水利慣行を編成

するためには、佃戸の労働力をいかに秩序づけるかが問題であること、この佃戸の勞力提供は、共同体的徭役と考えるべきものであるという。更に、氏は、「初期清朝國家における江南統治政策の展開」『史淵』一三輯、一九七六年、や、「清朝賦・役制度の確立」『法制史研究』二六、一九七七年において、均田均役法制定の過程を分析することにより、國家權力のめぐす賦・役改革の方向を把握しようとしてされている。また森田明氏には「清代の議圖制とその背景」『社会経済史学』四二—二、一九七六年があり、清代江南における一種の徵稅組織としての議圖制について研究されている。後の二つの川勝論文やこの森田論文は、直接水利の問題を分析したのではないが、國家權力による賦・役改革の方向と徵稅制の關係、更には鄉村制の問題に対して、示唆に富んでいる。

### 一 業食佃力と編夫・編折法

清末における江蘇水利書に、水利之修重農政也、官民分治、旧著為令。民治有業食佃力、及折編雇役之別。官治用公帑、間令州縣出夫、計土給值、与募役同。其有工艱費鉅、民不勝役、官代成之者、貸帑必償、与田賦同納、臨時通变。『統纂江蘇水利全案』凡例卷一、表二、工役財用法)

とあり、民治には業食佃力と折編雇役の別があること、官治は公帑を用いて州縣をして出夫させ、工費を支給していることを述べている。清国行政法にも、隄工を官修、民修に分け、民修を更に、

民弁民修と官督民修に分けているが、この官督民修が、『統纂江蘇水利全案』で言うところの、「民の役に勝へざれば、官が代りて之を成す者あり」というものであり、この場合は、民修に用いた帑は、後日、田賦と共に納めさせている。このことは、『光緒會典』卷六十にある「項を借りて工を興し、攤徵して款(項目)に帰す」というものである。つまり官督民修とは本来民間で行なう水利工程に官が監督権を及ぼしてきたものを言い、これこそ清末では主要な方式となってくるのである。

ところで本来民治には、業食佃力と折編雇役の別があったが、まずこれらの水利工程の内容について説明しておこう。業食佃力とは、業戸(土地所有者)がその所有する田畝に照して工食米を出し、佃戸が力役を負担するということであり、これは業戸が田畝を所有する地域内の支河の水利工事を負担運営することを意味していたが、これが水利慣行の基本的様式として清代を通じて存続していた。次に折編雇役とは、「按畝折徵」による編役と、「按夫折徵」による雇役の別はあるが、編折法のことであろう。③とここでこれとは別に編夫法があるが

編折之異於編夫者、編夫按田出夫、不給方餉、編折按夫徵銀、雇夫給餉。『民国嘉定縣志』卷四、澆法)

とあり、編夫法と編折法の根本的な違いは、前者が出夫に対して

方働を給さないのに対して、後者は雇夫（募夫）に対して方働を給するというのであった。この場合の方働とは夫働とも言い、人夫に給せられる手当を言う。更に編折法の場合は、その工程に応じて夫働を徴する場合（雇役）と、その他の車堀局費を徴する場合（編役）とに分けられていたようである。このような業食佃力、編夫、編折といった水利工程の様式が生じたのは、一つには水利工事の規模によるものと思われる。

濠劉大工、按派得分數、出夫協浴。境内各幹河、則起額編之夫。各支河則業食佃力。〔『民国嘉定縣志』卷四、濬法〕

とあり、江蘇省デルタ地帯にあっては、吳淞江・劉河のような大工は、編折であり、幹河は編夫、支河は業食佃力であった。そこで、これら民治で行なわれる水利工程の成立過程についてのべると共に、その史的意義について検討してみよう。

まず水利慣行の基本的様式である業食佃力方式の慣行化に関しては、浜島氏の論考があり、それによると、「明末清初における里甲制の崩壊に伴なう徭役としての塘長の廃止により、水利行政の組織は、地縁的結合である圩が単位となり、圩長が統轄するようになり、照田派役制が慣行化してくる。そしてこれが康熙五年の均田均役法により総仕上げされることになる云々」と述べている。ここには、里甲制崩壊後、国家権力が徭役制度全体の改革を

目的に実施した均田均役法の一環として、水利徭役の改革も位置づけられている。ここでいう照田とは按畝ということと同じ意味であり、水利工程派役の基準として設定されたものである。ところで当時、地主の多くが城居地主であり、具体的に労働力を出しにくいために、地主は工食米を出し、佃戸が力役を負担するという業食佃力方式が水利慣行として定着してくるのである。そういう意味で、照田派役制と業食佃力方式の慣行化は規を一にするものである。また川勝守氏は、均田均役法について、この法は、中小土地所有者層の負担の軽減ということで撫民政策であり、郷紳特権の制限という点で、郷紳抑制政策であり、その結果、里長、甲首、塘長、総甲の役が廃止され、徭役は紳民一体当差による「按田均派」によって、完全に田土そのものに直接科派されることになったこと、更に江南奏銷案と関連した郷紳の捐納が、彼等の権利回復に果たした役割も指摘されている。また、均田均役法と順莊編里とは、図書、里書等の人役の革除に努力している点などで、共通性、連関性があるとされている。⑥ここで、これらの研究を参考にしながら、今一度、均田均役法と水利慣行の関係について整理してみよう。周知のように、均田均役法を施行した慕天顏の上奏⑦によると、この法は、里甲制下における豪戸による多田小役の原因となった隱占、詭寄、包攬の諸弊を防止するためであ

ったとのべている。すなわち、各里戸間の戸、田土額の不均衡―徭役負担の不均衡是正のために、各里甲の面積を畝数単位に均等化を図ったのである。そして、この畝数に照して役を派するといふこと―具体的には毎田百畝に出夫一名というのが、水利徭役の原則となったのである。そして、この均田均役法の施行によって、里甲制にかわる順莊編里制という新たな郷村制が設定されることになるが、この行政村は、自封投糧を原則とする徵稅機能を円滑化ならしめるためのものであったといふ<sup>⑧</sup>。このように、均田均役法、順莊編里制は、あくまで郷村に居住する中小土地所有層を保護するために設定されたものである。ところで均田均役法実施により塘長は廃止されたが、その後、一時的に排年、冊書、郷地という役が次々に設けられては廃止されたようである。そして、その後、漕河工役は、夫束<sup>⑨</sup>の責任で行なうようになった。例えば、嘉定県では、上区五〇畝で一夫を編し、中区八〇畝で一夫を編し、下区百畝で一夫を編し、田の多い者が夫頭となり、田の少ない者が協夫となって、水利工事を行った<sup>⑩</sup>。この夫頭を夫束というようだが、要するに水利工程の運営の責任を負わされていた。しかもこれは従来の役ではないとのべている点は注目すべきである。それと田地の上下に応じて編夫を行っていることである。つまり、このことは、照田派役制のもとにあつては、編夫法も容易に実施

できることを意味していたのである。雍正年間、昭文知県であつた勞必達の「開河条議」に、

大工之華、広集夫役。白茆徐六涇兩処、毎日約用万人、旧例名爲召募、実則按田派夫。……若僅革除派夫、一概召募、又恐四方之民、応募散襍、難以統率稽査。愚見常昭兩邑、向無公正明目。近又革除排年字樣。其派夫一事、總不反手此輩、致滋派累。請令各地方官、先将通縣都圖、均勻驗派。每田若干畝、該起夫一名、即令該業戶編募以充、如田不足數、則教戶共募一名、通計募夫數目、明白曉諭、并定期何日赴工、惟責令該圖里書、伝集督率、齊赴工次、到工之後、每十名立一甲長、每十甲立一百長、監督官逐日点驗土工。如此則民情踴躍、諸弊尽絶矣。(『光緒常昭合志稿』卷九、水利)

とあり、ここには募夫(集夫)ではなくて編夫で、白茆水利を行なう提言がみられる。その場合、該業戸に編夫させて、該図の里書の責任でやらせようとするものである。このような、募夫であれば責任の所在がはっきりせず、工事が滞るといふ意見は他にもあり、例えば、

不編夫則必募夫、募夫則必有包頭領率、使包頭而誠實諳練、不扣方餉、洵堪倚任矣。然未有包頭而不扣方餉者也。方餉扣則河夫必散、河夫散則包頭必逃、即簽票追緝、而緩不濟急、官之賠

累不少矣。〔『光緒嘉定県志』卷七水利志下、浚法、編夫法〕

とあり、嘉定県では、編夫でなく募夫（集夫）でやると、それを請負った包頭（うけあし）が方価（土方給価）を叩いて利を占め、そのため河夫は散り、包頭も逃げてしまい、工事はできなくなるといっている<sup>①</sup>。このように各県でも包頭の領率により、方価の扣引が慣例化している募夫法よりも、照田派役による編夫法の方が弊害が少ないという意見が多数をしめた。その理由は、編夫の場合は、有田の戸で、図董がその中から選ばれるので、夫は散ることがないというのである。ところで編夫とは、

編夫之例、百畝則出一夫、不及百畝者、或合充或貼費、自一至十、挨次編充、故曰編夫。〔『光緒宝山県志』卷四、条論、邑人張朝桂、水利徭役積弊論略。〕

とあり、毎田百畝に出夫一名という原則があり、百畝に及ばない場合には、合充（あひあ）や貼費（はりせ）等の方法で編充していたのである。また、是以前明周文襄公定制、毎田百畝出夫一名、業食佃力、將本境諸河、分別緩急、逐年開濬。此用民之力、浚民之河、故莫不踴躍趨事。〔『光緒宝山県志』卷四、治蹟三四、乾隆八年知県趙西詳文〕

とあり、この様式は、明代の賦役改革論者として著名な周沈の策であった。この資料からも判断できるように、編夫法もやはり明

末に起源をもつものであり、これは容易に編折法に移行しうる様式でもあったのである。

徭役無可志也。蓋丁隨田賦久矣。乾隆嘉慶、嘗有疏濬吳淞之事……中略……。大工成而民不病。是蓋皆用僱役。僱役以銀、銀按田均之。是故有通力合作之義、無橫徵科派之煩。〔『光緒吳江県統志』卷十一、賦役、徭役〕

とあり、乾隆、嘉慶の際の吳淞江の疏濬は、編折法で行なわれたことを示している。しかもその場合、その僱役の銀は、按田により均しく徴集するというものであり、これは基本的には照田を原則とする点で編夫法と同一であったことがわかる。また、

乾嘉之際、淞劉大工、或借帑撥款、募夫疏濬、按畝徵還、此為正式編折之所自昉。〔『民国嘉定県統志』卷四、浚法〕

とあり、乾隆・嘉慶以降は、編折法が水利工程の様式となり、咸豐・同治以降になると、境内の各幹河も編夫法から編折法に移行していくのである。但、支河の疏濬は、業食佃力方式が慣行的に存続していたようであり、識者の水利案にもしばしば、この方式の普及を提言したものが多し。しかし、その支河においても重要な河川（例えば、上海近郊の白蓮涇・蒲匯塘）は、編折法に移行しているのである。このように清末になると、ほとんどの河川の水利工事は、編折法で行なわれるようになるのであるが、この点に

ついで考察してみよう。

『吳江水考増輯』付編、卷上、水議考、雍正一二年の条に、蘇松等属内の、宝山、華亭、奉贤、婁鼎、金山、南匯、上海等の数県で、向例業戸が田を按じ畝毎に錢五文を捐して歳修しており、必ずしも業戸が給食し、佃戸が出力するという旧例に拘っていないとあるが、既にこの資料に注目された森田明氏は、この地域では編折法が始まっており、それが他県にも波及して、やがて支河だけでなく、幹河や涇、瀏のような大江の開濬工事にも広く適用されるに至っていると述べられた<sup>⑩</sup>。そして編折法が行なわれた背景として、業食佃力が地主の佃戸に対する一定の工食米の支給を前提条件としながらも、なおかつ佃戸の積極性を期待し得なかったのは、当時の農村手工業の発展に伴う佃戸の商品生産者の側面の強化によるものであらうとされ、そのことが開濬工事の遲滞を招き、徭役の銀納化という新しい方法が登場したとのべている。そして更にこの編折法が普及したことは、いろいろ問題はあるにしても、相対的に佃戸の直接的な労役負担からの解放に極めて大きな意義を持つものであったと考えられ、このことが、佃戸層の自立化過程を一段と進展せしめる方向に向わしめたとされる。森田氏は水利慣行の成立過程を地主―佃戸関係の矛盾対抗関係とその反映として把握されようとするのである。筆者もその視点の

もつ意義は理解できるが、ここでは官側がこの編折法を進めざるを得なかった行政上の理由についてのべよう。

均田均役法の設定により、塘長が廃止された後、排年、冊書、郷地といった暫定的な役も廃止され、結局は、編夫法で水利事業が進められるのであるが、ここでも

唯田無常主、每有田去夫存之弊。故循向例、十年一推収、更定夫足。(『民国嘉定縣志』卷四、夫折沿革)

とあり、常主無き田から夫を編するという弊害があったのである。本来、均田均役法では客図、本図を論ずるなく、一例に派夫して輕重を分たないことを原則としていたが、業戸が居住地以外の区に多くの田畝を所有するようになると、この公平の原則に相反する事態になってきた。そして、

至業戸住居此図、而田畝坐落彼圖者、謂之客圖。……況富戶置產、半多客圖。若分軒輕、則富者反輕、貧者愈重、与均田均役之例相悖。此次無論客圖本圖、一例派夫、不分輕重。惟細訪歷屆興役、內有田少派不及夫者、或田多丁少、計日限工、出夫較多者、以及業戸放租、必須另僱赴挑者、客圖寄遠原業、未能兼顧者、往往一圖之中、分段斬湊、軫囑沙池海民、及外來夫工包挑、自庇各聽其便、未能強制。但歷屆倩人僱代、夫佃未必一律、以致夫役任意把持勒索。甚且圖董・地保、自行包攬、輾轉僱夫

承挑、從中漁利、小民受累、工程偷減。〔光緒川沙斥志〕卷三、水道、滄白蓮涇等河章程)

とあり、図内の田地や派夫の不均衡が目立ってきて、編夫が容易でなくなってきた。そこで、沙池海民や外来夫工にたのんで工事を行なうことになる、それを請負った凶董や地保(郷地・保正)が包攬を行なうので、小民が益々苦しむと言うのである。ここには、編夫を不可能ならしめている理由として、均田均役法の原則が崩れて、再び土地兼併や包攬が顕著になってきたことが何がわかる。しかも、そのことが同時に、水利事業を停滞せしめる要因となっていたのである。道光年間、江蘇巡撫となった陶澍は、無計画な全省の湖・塘・浦・汝の挑滯は、工費浩大なだけで無意味であるとのべた後、

其間縱浦・横塘・十灣・九曲、皆天然之溝瀆。所以資蓄洩、而猶不免於偏災偶見者、其来有漸、殆非一朝夕之故。究其弊端、多由民田侵占、争及尺寸、而江流日隘。兼自明代以来、言水利者、往往不顧全局。偶有壅滯、不治其本、而別開津汝、以苟一時之利、以致支流愈分、正流日塞。〔陶文毅公全集〕卷二八、請拆除吳淞江石閘附片、道光五年)

とあり、吳淞江の治水を阻害している最大の要因として、溝瀆を含む根本河川の淤塞(どろつき)という自然的条件より、民田による侵占とい

う社会的条件に注目したのである。彼は、根本河川の淤塞(どろつき)ことと津汝(つじょ)が開かれ、それにより支流が増加し、それが民田に侵占されるという悪循環をたちぎることこそ治水の根本と考えた。この淤塞地の民田化への過程は、

農人之利於湖也、始則張捕魚蝦、決破隄岸、而取魚蝦之利。繼則逼放菱蘆、以引沙土、而享菱蘆之利。既而沙土漸積、乃挑築成田、而享稼穡之利。既而衣食豐足、造為房屋、而享安居之利。既而築土為墳、植以松楸、而享風水之利。湖之淤塞、浦之不通、皆由於此。〔吳江水考附篇〕卷下、水議考、錢泳三吳水利贅言節録)

とあり、沿辺の農民が、漁業から始めて、菱蘆(とうりゅう)、農作物の栽培と次々に利を図っていたことが記されている。<sup>14)</sup>ここでいう沿辺の農民とは、他の資料では、豪民と明記されており、このようにして形成された淤塞田は、蕩田とよばれていた。<sup>15)</sup>そして蕩田の所有者である業主は、概して豪民であったのである。そしてこのような蕩田は徐々に増加の一途を辿っていた。<sup>16)</sup>

とここでこのような蕩田の増加に対して、

小民私種菱蘆之屬、久而漸占為田、於法當剷除之。而有司顧徒知地闢賦增之為利、往往勒報陸賑無已。其所報墾、大率蕩居什九。徐氏師曾有言、蕩額日広、則水利日微。斯其得失、詎不較

然明著也哉。〔光緒吳江県統志〕卷九、田蕩

とあり、官の方では当初蕩田を陞科(課税)すれば、賦が増えるから黙認する傾向があった。但、現地の有識者は、蕩田の増加が水利の停滞を招くという見地から憂えていた。道光年間になるとこのような蕩田に対して根本的なメスを入れるべきだという意見が有力となってきた。

至空廢蕩田、本係侵占官河。其業已陞科者、准其豁糧、不准再給地佃。〔陶文毅公全集〕卷二十八、奏疏

とあり、道光期の水利改革論者であった陶澍は、たとえ陞科したもので、地価を給することはゆるぎないとのべている。また、

道光四年、欽奉上諭、敞立科条、禁止栽種麥蘆、及絶除插蕩壟積泥淤等弊。如查有土棍勾串吏胥、及生監把持包庇、將應行剷除蕩田、刁措留難、串通朦混、即行嚴拿懲辦、欽此等因。〔光緒吳江県統志〕卷六、營建五、凌介禮論魚蕩

とあり、蕩田をなくす手段として、麥蘆栽種の禁止を行ない、この布告に違反する者に対しては、蕩田の剷除と関係者の嚴罰を行なわんとするものである。このように道光年間に入ると、蕩田の調査が開始され、蕩田は減少した。このことにより、江蘇デルタ地帯における水利事業は容易になったと思われる。ここに全面的な水利工程を実施するに際して、従来の種々の方式が検討された

が、結局は、より現実的な対応策として、「按夫徵銀、雇夫給佃」という編折法が適用されるのである。例えば、

本朝洞悉民隱、尽汰繁苛、計畝編銀、官為糞募於任土之中、寓雇役之法、俾戶無無田之役、田無不役之人。〔光緒青浦県志〕卷末、徭役

とあり、青浦県では、編夫法の矛盾としてあった戸に無田の役に田に不役の人がないように、畝を計って銀を編すという方法が採用された。また、

潞河之費、照夫編折、而夫東及協夫、各按田之多寡、核夫佃之分數、其各夫之乘田者、由得主按田均輸、俾免無田任役之累。〔光緒嘉定県志〕卷四、役目

とあり、嘉定県でも同様な理由で編折法を行っている。ここでは、有田者は役を免れる代りに拠金し、無田者は、その役を代行するものである。より具体的に言えば、ある河川工事に必要な人夫の数を集計し、それに支払う方価を計算し、その額を関係府州県の有田者にわりあてるのである。しかも、この方式が有名無実化しないように、何年かに一度は、官の監督下に編夫冊を作らせている。この方式は、官の責任でもって行われる点では、官治の水利工事と共通しているが、ただあくまで業食佃力方式を基本としている点では民治である。すなわち、業食佃力、その延長としての



編夫法の実施が困難となってきた段階において、多くの地方で採用されたものである。ここから編折法で行なわれる水利工程は、ほとんど官督民弁であったといえるのである。

官が水利工程にその監督権を及ぼすようになると、この民治の水利経費に於ても、攤徴することがしばしばあった。編折法にあっては、業主の拠金に捐助が水利経費の基本となるが、これが攤捐として強制力を伴うものになる点については第二章で述べよう。今一つ大事なことは、この編折法にあっては、水利事業がかつての里甲制下の徭役と言った面がほとんど消滅して、これが行政の一端として位置づけられてきたことである。つまり、塘長廃止後、しばらくして登場してきた水利責任者としての董事は、徭役でなく職種であったのである。これは第三章で述べることとしよう。

① 『統纂江蘇水利全案』叙文に

乙丑春、觀察使監利李君慶雲、統纂江蘇水利全案告成。其書体例、仿江夏芝稻陳公所纂江南水利全書。

とあり、編者李慶雲は、この著は、陳鏜の編纂した『江南水利全書』の後編であると述べている。因みに、陳鏜は、江南にあって水利行政を推進した陶澍のもとにあって地方官を勤めた人であり、陶澍等撰刊の『江蘇水利全書圖説』（東北大学所蔵）にも関係している。

② 光緒会典卷六十に

民修各工、除款項無多、無閑緊要者、仍聽民間自工辦理。如係要工、經費逾五百兩者、俱一体報部覈銷。

とあり、五百兩未満の小工事が民辦民修となっていたが、それが五百兩を越えると、官の監督を招いた。

③ 『民国嘉定縣志』卷四、浚法に

自清季行編折法、民頗以為便。但按畝折徵、河工詭派閃避之弊可減。按夫折徵、其弊仍在、不獨現年、賠糧之重為夫東累也。

とあり、折徵は按夫より始まって按畝に及んだ理由が記されている。また

蓋河工方餉之費、既以任之概縣有田之人、而辱水築壩諸費、專以任之得沾水利。

とあり、河工方餉の費と辱水築壩費は別途であり、前者が雇役（按夫折徵）、後者が編役（按畝折徵）で徴銀されたと思われる。又『統纂江蘇水利全案』表二、工役財用表にある「宝山縣裕者築湖辱水各費捐集、折編徵運」が編役のことであり、「宝山縣折編徵用雇役錢」が雇役のことであろう。

④ 浜島敦俊「明代江南の水利の一考察」『東洋文化研究所紀要』四七、一九六九。

⑤ 川勝守「初期清朝国家における江南統治政策の展開」『史淵』一一三、一九七六。

⑥ 川勝守「清朝賦・役制度の確立」『法制史研究』二六、一九七七。

⑦ 『光緒甯浦縣志』卷八、田賦（徭役）。藤岡次郎「清代の徭役」『歴史教育』二一九、一九六四年に解説あり。

⑧ 川勝守、前述⑥の論文参照。

⑨ 『光緒嘉定縣志』卷四、役目に  
夫束一項、專司浚河、藉民之力、治民之田、紳民一律、与在官任役迥別、例不在役目之内。惟本國現年率報保正、小則為絶戸、代賠荒糧、大則為糧差、代賠虧空、不知立法之初。夫束但報保正、保正但司稽察、与錢糧無涉也。自保正經収錢糧、而夫束遂有賠累。道咸間

有因此破家者。今雖弊不至此、而弊竇所伏不塞不止、故徵輸之法、以保領差催、業戶自納為正辦、斯役不累民矣。

とあり、夫足は専ら澄河を司るものであり、その成果を保正に報するだけのものではあったが、保正が錢糧を征收するようになってから、夫足にも賠累が有るようになったと記している。因みに、保正とは保長のことであり、本来の任務は稽察であったものが、錢糧にかかわる役が廢止されて以後、保正がこれに関係してきたようである。

⑩ 『民国嘉定縣志』卷四、澄法、夫折沿革。

⑪ 『陶文毅公全集』卷二七、奏疏、河工「查議挑辦徒陽運河章程摺子」に

「所用挑夫、向由夫頭赴淮揚等處包雇、每有浮冒夫數、扣佃入已之弊」とあり、募夫法で行なう徒陽運河の水利には不正が生じ易かった。これに対して、林則徐は淮夫ではなくて、州夫、郷夫の雇用を主張している。

⑫ 『光緒宝山縣志』卷四、彙論、「知縣趙昕水利議略」に、

又云田以水治、水以人治。百畝一夫、十甲輪役、謂之塘長。顧名思義、專為河設。田無不役之夫、夫無不役之歲、即歲無不治之河。とあり、編夫法に於ても、塘長が輪役として存在している場合もあった。因みに、趙昕は康熙初の江南の知県であり、慕天顏の啟發折夫の案に賛同している。

⑬ 森田明「江南における圩田の水利組織」『清代水利史研究』所収、一九七四年、参照。

⑭ 『光緒吳江縣志』卷六、水利、乾隆二十八年、「巡撫莊有恭の原奏略」に

邇來小民貪利、徧植葵蕪、圍築魚蕩、亦多侵占。

とあり、また『光緒吳縣志』卷五、「水利志」下に、湖澱之浜、民環而居、種葵植蕪、侵佔為田、築圩岸以圍之、甯河泥以培之。雖成膏腴、究乎潮水相爭。間有水高於田者、湖澱之淤墊、蓋為此也

とあり、また、『光緒吳江縣志』卷六、營建「趙振業吳江占水私議」に、

占田不已進而占水、豪民之為一方礙何其甚也。吾邑環水、以居太湖、而外為蕩、為湖為澱為灣者以百數。葵蕪葵蕪魚鼈之利甲一郡、今天半入於豪家。民之漁採者、先歸其利於豪、而後食其餘焉。とあり、豪民による占田、占水の状況が記されている。

⑮ 林則徐『林文忠公全集』「雲左山房文鈔」卷一「慕中丞疏稿序」に而近胡浜海之豪民、私插葵蕪、壟為田蕩、水旱覺見辛苦、□□民困斯極。

とある。

⑯ 『光緒吳江縣志』卷九、田蕩(藍卷は略)

乾隆三年	六千四百五頃七十四畝
〃四十年	六千四百三十七頃六十三畝
〃六十年	六千四百四十七頃二十七畝
道光十年	六千四百四十七頃二十畝
同治四年	六千四百四十六頃七十八畝

尚、道光・同治になって田蕩が減じているのは、水利事業が進められたためである。

## 二 水利経費と捐納

水利経費は、元來運河及び三江等の大河では、借項して工竣後、關係府州県に攤徴して帰款させることを原則としていたが、重賦と徴税の不均衡により、錢糧の徴収がはかどらなかつたことや、その上、度重なる水害のため、錢糧の徴収延期（緩・帶徴）をせざるを得なくなり、帑項の返済はスムーズに行かなかつた。林則徐は、蘇松の徴糧が、浙省に較べて一倍、江西に較べて三倍、湖広に較べて十余倍であること、その上、道光三年と一年の水災により、民力は衰え、これが臨空の一端であると指摘し、緩徴の必要性を<sup>①</sup>している。林則徐は、江蘇巡撫に就任した際に、江蘇の錢穀が最も繁重であり、漕務の痼疾がすでに深くなつていたことを指摘していたが、

所最堪憐憫者、独此小戸之良民耳。乃至極敝之余、大戸之包抗日多、而小戸之良民日少。昔所謂利藪、今變為漏卮、贏余半屬虛名、椰塾軫貽隱患、正恐漕額愈大之州県、倉庫愈不完善。

『林文忠公政書』卷一、奏報到蘇接篆日期)

とあり、大戸の包抗により、錢糧の徴収がどこおるのであり、そのため最も被害を受けるのは、貧窮の小戸であるという。ここに大戸、小戸における徴税の不均衡を是正し、均賦を実施せんと

するのが、改革派政治家、林則徐の施策であつた。もともと林則徐の一連の均賦論は、明代の賦役改革派政治家、周沈の公私田の加耗折徴の方法に効つたものと言われている。<sup>②</sup>このことは、明末に周沈が模索しある程度実施した賦役改革の試みが、清初、均田均役法によって制度化したのであるが、其後の豪民による土地兼併や包攬等によって有名無実化していたものを再度、官がてこいれずることによって、その立法の精神に返ろうとしたものであると考えられる。ここでいう大戸、小戸とは、換言すれば、大業戸もしくは大業主、小業戸もしくは小業主ということになる。

此非平世法、乃一時權中之權。願我一日在吳、則自操其衡勒、吏不能欺、民可得実。若繼之者、不推其濟變之初意、而漫然從事、則守令必有縁以為奸者、高下其手、將損上不益下矣。（金

安清「林文忠公伝」『国朝耆獻類徵初篇』卷二〇三）

とあり、林則徐は均賦論そのものも一時の策であり、平世の法でないと考えていた。ここで林則徐は、法を実施する監督者としての行政官の心得を述べているのである。このように官が監督して公正な均賦更には減賦を遂行する一方で、彼は捐納を実施して水利経費を賄うことを考えたのである。捐納そのものは、既に秦漢以降からみられるが、清代になると、河工、軍事費等の臨時費捻出に伴って、財政の一環として、重要な意味をもってくる。その

背景として、清代商業の発達にも拘らず、商税に關しては整備された徵稅体系がなく、それを利用して地方で投機や、高利貸を経営する郷紳クラスの中には、巨富をなすものがあつたと思われる。清朝はこれに対して「勸捐」という名目で、郷紳から地方経費を捻出する方策を取つた。

先経臣与督臣陶澍、率同司道府県、捐廉倡導、竝督飭各属、諄勸紳商大戸、勉力捐輸、以為安貧保富之計。截至現今、各処義賑、均已集有成数、分別散放……俱已按圖查戸、分閏給錢、窮黎可資接濟。(『林文忠公政書』卷三、江蘇省各属捐賑情形片)

とあり、この時、蘇州省城は、捐錢十四万三千余千、宝山県は捐錢九万二千余千、丹徒県は捐錢八万余千、上海県は捐錢七万八千余千、嘉定県は捐錢五万五千余千、江陰県は捐錢五万余千、此外各属の捐錢は、一万千〜四万余千であつた。

また白茆河挑濬工事に対して、常昭兩県の職監、鄭光祖が連年水災、情形困苦、貧民衣食無資、恐游手好閑之徒、不安本分、乘機搶掠。現有白茆河道、淤塞不通、應行疏濬。呈請於業佃内、計田按畝出錢、集夫疏挑、俾可以工代賑等情。(札蘇藩司、曉諭紳富捐輸挑濬白茆河道工費。公牘五、『林則徐集』所収)

とあり、白茆河の水利工事を、「業佃按畝出錢」で行うよう提案

したのに対して、

查該河挑濬、工程浩大、需費繁多。若如該生等所呈、業佃按畝出錢、為數無幾。且所稱每畝出錢三十文、在田多之戸捐輸、殊嫌過少、而小戸僅有數畝田地、当此歛取之後、転令出錢、恐並此亦難為力。本部院再四籌酌、惟有勸捐捫理、庶可集事。(右に同じ)

とあり、林則徐は、鄭光祖の言うところの一律に毎畝三〇文とするのは、業佃(大小戸)の土地所有状況の不均衡を勘案してない点で不公平であると指示した。そこで常昭の紳士が集議して左記の表のように捐錢を決めた。

捐撫恤錢	千畝以上	常 邑	每畝一百文	昭 邑
	百畝		五十文	
百畝	二十文	昭 邑	五十文	昭 邑
	十文		四十文	

『林則徐集』公版五捐  
「札蘇藩司繼統工費」  
疏濬白茆河道工費一  
道光十四年二月初一日より作成。

この結果、約、河工錢五万余千、撫恤錢二万余千が捐ぜられた。

更に

惟此項工程、總須十万千文、方可勉敷工用。茲覈県詳、按田捐數、除婦入撫恤外、可濟工用者、只有五万余千、尚欠老半之數。甄稱典當・場戸・鋪戸、均應量力捐輸、等語。(札蘇藩司繼統

勸捐疏浚白茆河道工費『林則徐集』公牘五)

とあり、按畝捐數のみでは、白茆河工費は足りないので、「勸捐」が提唱されている。

查該兩鼎典商、場鋪不之。殷實之家、自庇善為勸諭、以冀踴躍樂輸。若再不敷一二万千文、本部院當為設法籌給、即可及時興舉、以工代賑。其老弱婦女並殘廢之人、應行給賑者、亦即集資。查明戶口、隨時散給、俾農田得沾水利、貧黎得以餬口、實屬一舉兩得之道。(右に同じ)

とあり、紳商富戸に勸捐して工費を負担させ、貧戸を工事に雇傭する「以工代賑」で行うべきだという。林則徐の認識は、水害により窮民の餬口がなくなれば、恐らく事端を滋くするので、捐輸(抛金)はこれを回避するための策でもあった。ここで注意すべきことは、林則徐が業主に捐輸させる場合に、畝数の多寡を基準としていたことであり、これは「照田派夫」方式に基づく編折法を実のあるものになんとしたことである。また、工費不足を補うため、典當、場戸、鋪戸のような商人層から捐納させている点であろう。富裕な業戸、商人層から出来るだけ捐納させ、貧戸を救済するというのが、現実政治家、林則徐の水利行政であった。一般に、官が「勸捐」する場合に、その意義として民生の安定と治安の維持をあげたが、水利においても捐輸することは「立貧

保富の計」であるという認識があった。すなわち、富民が捐輸して貧窮な佃戸や、無業の遊民を土夫として雇傭することは、社会救済の意味もあった。水害地に於ては、しばしば、「勸捐」による常平倉、義倉の設置が行なわれ、「以工代賑」水利事業を賑恤として把握<sup>③</sup>が重視され、また蠲免、減賦、均賦が実施されるなど、国家権力は郷紳層と連携して郷村秩序維持の施策を遂行せんとした。

徒惡風水、吾亦未敢勸地方大興土木。今以工代賦、是藉風水而陰濟貧民。陰濟貧民、即暗保富室、奈何不乘為之提倡也。

(段光清『鏡湖自撰年譜』道光二十七年の条)

とあり、浙江省知県の段光清は、郷紳が「勸捐助賑」は行い難しとのべたのに対して、そのことが結局は富室を暗保することになると説き、紳衿に出資させ、貧民を雇傭して蘇州の水利を敢行している。もともと救荒(常平倉、義倉等を設置して飢饉に備えること)は、伝統的な社会救済制度として古代から存在していたのであるが、特に明清以降、地方自治的な郷紳支配体制の確立につれ、一層発展したものと思われる。郷紳は宗族を紐帯とし、義倉を設置して、血縁的、地縁的同族集団を形成していたが、国家権力は、郷紳の郷村支配を容認する一方では、たえず、それを権力の末端に組み入れる志向があった。郷紳の郷村自治は、動もすれ

ば同族集団の利益のみを追求する面が濃厚であり、府州県単位の行政に支障を来す場合も多々あった。例えば、先述したように、豪民（郷紳）が、占田、占水をして水路の疏通を妨げる場合などにあらわれている。こんな場合、行政は占田、占水等の不法行為を取締る一方、郷紳に働きかけて、府州県単位での水利工程の費用を捐納させたのである。その場合、それはしばしば強制力を伴うものであったので「攤捐」と称していた。これは業食佃力方式が、原則的には均田均役法に基づき、土地所有者から工食米を提出させ、自の所有する圩田単位での水利工程に適用されたのに対し、攤捐は、各地域の共同費用的な性格——例えば夫役の賃銀として支払う方価の他に、水利事業に伴なう屎水、築壩等の諸経費——をもつものであり、これは広く水利事業により利益を蒙る関係府州県の業主や商賈に均等に捐納させた。

翔鎮浔河、則於編折外、別起推積捐。推積捐者、動議浔河之前一年或数月、由鎮董邀集各業商舖、議定捐數、分認月捐或貨捐、按月彙繳、籌備浔河局、所積存儲、用以助折徵之不足。〔民国嘉定県統志〕卷四、浚法、夫折治革〕

とあり、翔鎮では、編折の不足を補うため、推積捐という名目で、鎮董が各業商舖に邀集して捐數を議定して、それを浔河局で籌備する方式をとっていた。また

同治二年……又粟市河急宜開濬。工費浩繁、現議推積。請於各牙行米表買賣兩戶、每石各捐二文、行用內亦每石捐二文、棉花每千提捐二文。此外各店商、量力捐輸、每日二三文至三四十文不等。捐股業店舖收存、俟農畢築壩、興工開濬。〔光緒南匯県志〕水利志卷二、是年並浚周浦市河及王家浜等三支河〕

とあり、南匯市河の水利経費は、主に牙行に推積させている。周知のように、清代の牙行は、一に経紀と呼ばれ、仲介業者として、定期市に於て活動し、かなりの商業利潤を得ていた。官はこれら牙行の富に注目し、彼等から水利経費を捐輸させたのである。また

〔同治〕十三年、詳准積穀捐錢一千千文、以是年七月一日為始、永遠存典取息、作常年用款。〔光緒川沙厅志〕卷四、民賦、積儲〕

とあり、これら推積捐を生息銀両として活用し、それを以て水利経費にあてていた。また

抛典当、錢庄、豆行、花糖行、稅行各業、联名稟稱、切照上海五方雜処、公務繁多。身等各業、每年向有津貼公費銀兩、按季呈繳、歷年已久。今蒙面諭、一概免繳、并允刊碑勒石、永遠禁革。凡在商民、同深感戴、須知現欲起造碼頭官庁飲歇房屋、需費浩繁。身等各業、具有□□願照向年津貼銀數、報効一年、以

資工費。〔江蘇省明清以來碑刻資料選集〕二八六)

とあり、上海県における各商工業者の献金(津貼公費銀)によつて、碼頭・官庁等が興建されていたものを、地方官の裁量によつて一部を撤廃せんとするものであるが、この頃、城市での公共事業費は、ほとんどこれら商工業者の献金によつていたのである。

ここで、光緒二年、川沙同知、陳方瀛が中心となつて作成した「滄白蓮涇等河章程」によると、

収放経費、應賑加稽査也。車壩経費、従前按畝收捐、悉帰凶董自出収条。其中專濬協濬田数捐数、郷民未及周知、已難査考。

而支放築壩車岸人工飯食、局用一切、由董選支運用、不敷亦由董籌鑿。……総之、存儲支用、仍責董事、而応否准支及傾放棄

数、官為察核、主持錢存公処、不涉丁書胥役之手、又可免需索尅扣之弊。〔光緒川沙厅志〕卷三、水道)

とあり、車壩経費は、従前では「按畝收捐」であり、その責任は凶董に帰していたが、今後はその收支一切に於て官が監督して察核し、丁書、胥役の手に涉らせないことを定めている。また

市鎮各捐、応按月收繳也。向章濬河、除按田出夫外、其得沾水利之市鎮店當、亦当酌捐、以昭平允。(右に同じ)

とあり、市鎮の各捐は「按月收繳」すべきことと、その方法としては、「按田出夫」の他に、市鎮の店當から捐納させている。そ

の場合、従来、「按貨抽釐の捐」が頗る多いから、今回は概め釐捐を免除するが、これにかこつけて、行舗が商品の買売をすることは准ざないと定めた。吾々は、この白蓮涇等河の章程より、幾つかの注目すべき水利工事に関する事実を指摘することが出来る。

白蓮涇は蒲匯塘<sup>④</sup>と共に、上海近郊に存在する支河であるが、黄浦江の排水を調節する機能をもつクリークとして重要なものであり、この支河の挑濬を本格的に実施したのが、当時江蘇巡撫であった林則徐であった。道光一五年、林則徐の要請により川沙同知であった何士祁が、南匯知県朱清耀と共同してこの支河の挑濬を行な<sup>⑤</sup>つたが、この水利は、官督による民弁民捐を行なうことであつた。ここに官の監督下に、董事の責任で水利事業を遂行するという方式が、白蓮涇のような支河にまで及んできたのである。本来、この白蓮涇の水利は、業食佃力方式であつたが、乾隆・嘉慶年間頃より、業戸の包攬、僱夫により有名無実化し、これにかわつて編折法が慣例化していた。官ではこの現状に鑑みて、捐納を実施して水利経費とし、それで人夫を雇庸する方式を取つたのである。つまり、ここでいう民弁民捐とは、均田均役の理念を継承しつつ、実際は半ば強制力をもつた捐納で水利事業を推進する方式が採用されたことを意味する。名称は捐納であつても大河・幹河の水利工程における攤徴と変らないものであつた。しかし林則徐として

は、この民捐方式こそが均田均役法が有名無実化して、賦と水利徭役の不均衡が現実化している状況を打開する最高の策であると考えたのである。そしてこれこそ大戸の土地兼併、包攬により苦しんでいる貧窮の小戸を救済する道でもあった。光緒年間の白蓮涇の章程は、この道光年間に指し示された方向により、其後の状況の変化を勘案してまとめられたものであろう。この章程で大切なことは、「按貨抽釐の捐」についてのべているところである。

周知のように、釐金は、太平天国に際して、官側の軍事費捻出の手段として設置されたものが、そのまま、常時の商業税として清末の重要な財源となっていた。これが、水利工程の費用として適用されることになり、白蓮涇のみならず多くの支河の水利事業を名目として、次々に釐金の徴収が行なわれていたのである。しかもこれも捐納と同様に、かなり強制力を伴なう面もあり、これを釐捐と称していた。この章程では、この釐捐が無制限に増えることに歯止めをかけようとしたものである。清末には釐捐の他、絲捐、布捐、米捐、魚捐、茶捐、房租捐等、様々の捐納が強制され、それらが水利経費に充当されていたようである。

この章では、業食佃力、借項攤徴のみに依存できなくなった清中期以降の水利行政にあって、経費捻出上、捐納が必須の項目となってきたこと、更にそれが商人層をも対象としていること等に

つき説明した。ここに吾々は、このような捐納が可能となってきた清代における社会経済の状況につき考察をしなければならぬ。同時にこの捐納の増加により、水利工程における組織・運営がどのように変遷したかをみなければならぬ。先述したように官督民弁の水利工程が支河にまで及んできた時、クローズアップされる存在が董事であったが、この董事を組織・経営の中心とした水利工程について次章では考察しよう。

① 『光緒川沙厅志』卷四、民賦、蠲緩「林則徐疏略」

② 林崇鼎『林則徐伝』第十章、五年江蘇巡撫(二)に指摘、一三三頁。

③ 森正夫「一八一二〇世紀の江西省農村における社会・義倉についての一検討」『東洋史研究』第三三卷、第四号に、従来の端境期の糧食貨手を目的とした社会に対して、自然災害を予想した農村内部の備荒貯蓄倉として義倉が設けられたとのべている。

④ 『林則徐集』公牘五、「批上海縣請將捐修浦匯塘出力員紳、分別獎勸粟」附録、原粟、道光十六年五月二十九日參照。

⑤ 『光緒南匯縣志』卷二水利志、川沙同知何士邵記略。

⑥ 羅玉東『釐金制度之起源及其理論』『中國近代經濟史研究集刊』一卷一期、に清朝の商税を、雜賦(牙帖稅・當稅・落地稅・牲畜稅) || 貿易稅と、正項(関稅) || 通過稅に大別し、他に斗稅・木稅・竹稅・海稅等をあげているが、明文の規定がなく、総じて清朝の「徵商」は甚だ軽いとされ、それが釐金創設をもたらしたと指摘されているが、この視点は、高橋孝助氏が、「一九世紀中華の中國における稅收兼体制の再編過程」『歴史学研究』三八三号、一九七二年、の中で指摘するように、制度的考察に終って、社会的・歴史的條件は捨象されてい



る。確かに高橋氏が言うように、生産力の発展にもかかわらず、定額徴収さえも不可能にする要因、および伝統的関稅制度の外に、何故に釐金という形態について「徴商」が実現するののかという点を考察する必要はある。但、高橋氏は釐金創設以前に捐輸が商稅補填の手段として果たした役割を分析されていないこと、また釐金創設以後も捐納が存続し、財政の一翼を担っていたこと、それ故、反釐金闘争と共に反捐輸闘争も活発化していた点について注目される必要はある。

### 三 郷董制の成立

董事という職種が慣行化するのには、清代嘉慶以降であるが、その理由は、清末になって水利等の公共事業のもつ意味が重視されてきたからであろう。それと共に、董事任用は、水利事業における中間搾取者（吏胥・地保）の排除を目的としたものであった。これは、水利事業が里甲制の役から、行政機構の最末端に組み入れられる過程を通して、吏胥の関与する場面が増加し、種々の不法を行っていたからである。例えば、巡撫、慕天顔の開浚白茆条約には、白茆江の水利事業に際して、胥役が給食に関与しないように規定している<sup>①</sup>。然るに、この胥吏を行政の最末端機構における催頭に任ずることによって、国家の稅徴収の請負いをやらせたのは、国家権力そのものであった。そして郷紳も亦、里甲制崩壊後包攬に協力することにより、その土地所有權、收租權の保証を

国家権力から獲得しようとした。国家権力は、これら郷紳のもつ諸權利をある程度制限はしたが、結果的には認可した。その理由は明中期以降激化する抗租・抗糧運動を抑制して、郷村の復興を計ることが、それを基盤として成り立っている国家権力にとって必須のことであり、そのためには郷紳の協力を得なければならなかったからである。ところが国家権力が郷紳の要請を入れて、里甲役（水利事業の場合には塘長）の廃止を承認したため、その職務を施行する機関が、一時的に胥役に移行することになった。

国家権力は塘長を廃止した当初に於ては、それにかわる水利徭役の責任者を臨時に設置したものの長続きはせず、その結果、胥吏の水利事業に対する関与は一層増大した。尤も当初は、これら河川の管理經營は、一部業食僱力方式で行なう支河を除いて江蘇各府州県の地方官の責任で遂行されることになっていたが、実務にうとい官僚は、その管理、經營の一切を胥吏に委任する場合が多くなった。ここに胥吏による水利經費横領などの所謂中飽が続出した。ここに於て、国家権力は、その胥吏の權限を牽制する機関として、官衙に於ては、家人や幕友を用い、郷村に於ては、郷紳層の中から董事を選ばせて、胥吏に移行した職務を担当せよとした。従って、董事はある面では、明代の里長・塘長の職務を継承しているが、次の点で明らかに董事は里長の再現でない

といえる。すなわち、董事は国家権力による鄉村再編成の過程で確立された郷図制のもとで創設されたものであり、徭役というよりも官職の一種であったことであろう。この点については後述するが、この郷図制の首長を郷董・図董と称し、彼等は鄉村内での身家股実、辦事公正な郷紳層から選任されることになっていた。

議慎選董事也。義倉經理、全存得人。稍有不慎、弊端百出。今議董事、必以身家股実辦事公正者為主。一司總核、一司登賑、一司穀石、一司銀錢、事事互相稽察、使一人不能專主。每年十一月間、倉穀糴齊、華婁兩邑暨各董事、彼此互盤一次、如有侵蝕、拋実揭報。〔『光緒婁縣志』卷二、建置、積穀章程〕

とあり、ここには、災害救済機関としての義倉經理に関する董事の任務と、その機構が記されている。特に董事を互撰すること、またその権力が一人に集中しないように相互稽察を行なわせている。董事は首長として当然水利事業にも責任を負わされていた。由県選舉董事、以資臂助也。此次工程逼近城市、集夫為難。是以前用江北挑夫、及時趕辦。至先期築壩厚水、均由董事、僱用土夫承辦。以後各港情形不同、總須隨地舉董襄辦。所有董事人等、船隻飲食、均由局酌量支給、傳免賂貼。〔『光緒吳江統縣志』卷六、營建五、蘇松滬河局、章程入条〕

とあり、吳江県では県により選舉された董事が、集夫、工事等々

の水利経営を委任されていた。その理由として、第一に胥役の侵減を杜すこと、第二に地方、土豪、刁棍の包僱を許さないこと、第三に業食佃力を実のあるものにする事があげられている。また、

向年開濬幹河、借用官帑、故選身家股実之人、分領帑銀、以杜胥役之侵減、名曰董事。至業食佃力之開濬、往往忽視諸弊百出、必致請賢明廉幹之縉紳、方能督飭地圩胥役、使実心辦事。若專用富民、則胥役復為利蔽、故地保圩長、輒視鄉民之富饒者、揚言報充董事、得賂乃止。〔『光緒宝山県志』卷四、条論、大倉州知州蔡図、水利總論〕

とあり、宝山県では、業食佃力の開濬に際して董事に賢明廉幹の縉紳を選出すること、地保、圩長、胥役に督飭して、実心弁事ならしめることの必要性をいっているが、ここには、従来、ただ富民というだけで董事に選び、そのため胥役の利蔽をまねき、地保、圩長が胥役とぐるになって、水利事業が賄賂公行の場になっていた実状が指摘されている。<sup>②</sup>

このような実状に対して、官が取った対策は、一つには、水利工程における責任体制の確立であった。

並舉均田均役、以給土方。其諸費或官捐、或民自給之、令夫頭率散夫、地保率夫頭、図董率地保、段董率図董、繪董率段董、

官為經理、稽察吏胥、無所容其奸。〔光緒川沙厅志〕卷三、水道十七、諸水、滄白蓮涇諸河碑記〕

とあり、先述した道光年間、川沙厅同知となった何士祁は、白蓮涇水利に際して、総董一段董一図董一地保一夫頭一散夫に至る一貫した官督民辦の水利機構を作ることを提言している。こゝでいう夫頭がおそらく宝山県でいうところの圩長であり、これを統轄する水利機構が形成されたことになる。

このような官督民辦の水利工程は、当時かなり各所で行なわれていたが、例えば、

初四日、藩台陳方伯下来、立即下郷、勘估河工、直至海口、而回落張市公館計工、自支塘起至海塘止、分作辰巳午未申酉六段、面諭六董、欲以余為總董事。余辭才力不及、……今我該死了時、余但願成事、不慮可否、即借錢入粟改換、……〔鄭光祖「一斑錄雜述二」以工代賑〕

とあり、常州の郷紳、鄭光祖が江蘇布政使陳鑾の監督下に、白茆河道の水利工事に際して総董となり、河辺の六段董を引率して、この工事を完了したことがのべられている。かくして、郷村、城市を問わず、水利工程における董事の役割が重視されてくるのであるが、この董事なる職名が史料に頻繁にみえるようになるのは、乾隆・嘉慶以降であり、この時期こそ先述した塘長廃止による水

利徭役の空白期に一致しているのである。つまり均田均役法に基づく業食佃力方式のみでは、水利工程を管理、運営できなくなつたので、官側が董事体制の確立を志向し始めたのではないか。また董事体制が発足すると共に、その機構も複雑化し、新たな矛盾も露呈し始めていた。

図董之外、復拳紳士為廠董者、通県三百四十九図、每図拳董二三人、通計幾及千人。官雖勤敏、応接不暇、必藉紳士襄理也。須知簽董之害、在有錢者賄免、無錢者勒充、由附近紳士、秉公舉報、而此害除矣。〔光緒嘉定県志〕卷七水利志下、審法、編夫法)

とあり、図董の外に廠董も選ぶとなると、官の監督が十分行き届かないことになり、簽董(董事選任)に際して不公平なことが起るといふのであるが、ここに考案されたのが、水利専官たる水利局を設置し、官督民弁の水利事業を制度化することであった。

吳中水利設官、唐宋以來有都水營田使、府田司、行都水監、水利僉事諸名。國朝官屬亦往往以水利結銜。要皆不任艱鉅、每有興作、率由大府督下理之。不則重臣出隸其役、立局治事、蓋矣自今始矣。然有專責、而無專官。役無大小、白於大府、始行其權。……〔統纂江蘇水利全案〕卷一、職官表)

とあり、農佃の通力合作を基本とする旁港・支津に至るまで、官

は監督の責任があり、そのためには、単に地方官に管理水利職銜を給して之を管轄せしむるだけでは不十分であり、水利専官を設けるべきだとのべているが、この案が具体化されるのは、同治年間のことである。<sup>③</sup> この水利局のもとにあって、郷村・城市の水利工程を管理・運営したのが董事であったのであるが、この董事が何故、明代里甲制下の塘長と違うのかということについて考察してみよう。本来、董事とは明清時代にあつては、会館、公所における運営委員のことを称していた。この時代の商業の発達は、同郷人の組織する情誼上の団体である会館と、同業人の組織する営業上の団体である公所の設置を各所にもたらした。会館、公所では董事が運営に当り、公費を積立てて相互救済、営業上の利益を保全していた。江南では会館、公所の設置は著しく、城鎮を中心とした市場圏が形成されていた。

扼調査所知、蘇州有会館四十処、公所一百二十二処。会館很多、是創設于明万曆和清康熙乾隆年間。公所則多數創設于道光咸豐年間。有不少会館、後來又通變為公所。『江蘇省明清以來碑刻資料選集』(前言)

とあり、蘇州の会館、公所は、清中期以降に設置されたものが多いが、これは、蘇州手工業と商業の繁盛の結果であつた。

嗣是承平百余年、海内殷富為曠古所罕。有江蘇尤東南大都會、

万商百貨、駢闐充溢、甲於寰區。當是時雖担負之夫蔬果之傭、亦得以軫移執事分其余潤、無論自種佃種、皆以余力業田、不聞仰給之需、遂無不完之稅。故乾隆中年以後、辦全漕者數十年無他民富故也。『光緒吳江縣志』卷八、賦役一、蠲免、督撫原奏略)

とあり、乾隆年間蘇州を中心とした商業の繁盛ぶりが記されている。

蘇州以外では、長江沿岸の各口港を控えた府州県の所在地も繁栄した。特に福山口を控えた常熟県、黃田港を控えた江陰県、後には黃浦口下港にある上海県の繁栄が著しかった。福山口は、対岸の狼山と相對し、長江沿岸の交通の要所として、商賈が駢集し、許海兩関があつて税課を徴収しており、通商の要件でもあつた。<sup>④</sup> それ故、常熟と福山口を連結する福山塘の水利が緊急の課題として、有識者により論ぜられていた。

(乾隆)十六年、浚福山塘。巡撫莊有恭浚福山塘記曰、治全吳之水、莫鉅於吳淞江。治蘇郡之水、莫鉅於太倉之瀏河、昭文之白茆、而常熟之水、莫鉅於福山塘。……而田者不下數百萬畝、悉資灌溉、而買帆商船、往來於通泰諸州邑、實為孔道。『光緒常昭合志稿』卷九、水利)

とあり、巡撫、莊有恭は、常熟の水は、福山塘の水利にかかって

いる点を指摘した。又、

然可知、倘謂海口既塞、貨船不至、未免闕課有妨、亦思本邑往來商販、無非淮陽通泰之士貨。福山塘口、既已深通、狼福對渡、最為便捷。江北之貨必集於彼、斷無舍近而就遠之理。〔光緒常昭合志稿〕卷九、水利、邑人張大受、請留海口大壩議

とあり、邑人は、福山塘口が淤塞することによって、商品流通に支障を来し、その為、米価を始め諸物価が騰貴することを懸念している。ここに福山塘水利工事の費用は、牙商が公儲することが決議されている<sup>⑤</sup>。福山塘口と共に黃田港口も亦、商賈雲集の地であった。

惟黃田港、商旅通行、為江海各貨所入要隘。故港口設立稅房、科稅則例、悉遵頒行木榜。但海關稅權海貨條目繁多、而本境入者、不過尋常物產及農田花豆、無貴重珍異之品。其與海關則例相符者、零零無幾。〔光緒江陰縣志〕卷四、民賦、關權)

とあり、江陰県では、黃田港口に江関が分設され、凡ゆる貨物の江海より内地に達する者がここで照驗取税された。ここでも黃田港口の淤塞に対して、土壩を築いたり、城に通ずる港塘の開濬を緊急の課題とされている。清朝も中期以降になると、長江沿岸では、綿、絹、大豆等の商品作物の市場取引はかなり活撥化し、商人等の他地方の豪商にかわって、土着商人の抬頭がみられ、各地

に会馆、公所が次々と設置された。

士人重農、逐末者寡。其行賈於外、近在淮揚、遠及襄漢。典業在乾隆以前、皆徽商、今則本商矣。居停客貨、平章商價、而低昂之、謂之牙行。負販各物、當微利以自給、謂之經紀。四門米行、升斗大小不同。因之價值不一。他如農田各器耕牛豚豕等畜、春夏間某鄉某鎮、俱有集期。大率商賈習俗、富則教子讀書、貧則依人謀食、勢使然也。〔光緒江陰縣志〕卷九、風俗)

とあり、江陰県では、典業、牙行、經紀等の高利貸や、仲買商人等の活動がさかんであったようであり、しかも彼等は土着商人であったことは、この期になって、長江沿岸が商業活動の中心になりつつあったことを意味している。このような長江における商業取引の隆盛によって、船運業が台頭してきたことである。

沙船十一幫、俱以該商本貫為名、以崇明、通州、海門三幫為大、尤多大戶、立別宅于上海、親讓買売。〔安吳四種〕中衢一勺卷三、海運十宜)

とあり、三大幫の大戸は、別宅を上海に立て、そこで商取引に従事していた。この記事は、南京条約以降に書かれたものであり、上海が開港によって、商業の中心地となってからである。

ところが会馆そのものは、嘉慶初年に始まっていた。しかしその時にはすべての船団が公共費を献金することになっていても、

董事の力が薄弱であつて、各幫の大戸も、相談して実行しないことが多かつた。しかし開港後は、

立該商、各為本幫領袖。其小幫領袖、則由該商保充、飭令常川在館、会同董事、將各幫沙船花名、造冊呈送、有船到埠、即赴會館掛号。其是否篷纜堅固、商戶殷實、堪載官漕、即責成董事領袖等、出具互結、云々(右に同じ)

とあり、幫の組織化が進むと共に、会館における総責任者としての董事の地位も向上している。このように清中期以降、商業の中心地として、まづ福山塘、黃田港が栄え、開港後は、上海がその中心となったことが明らかにしたが、この商業の繁栄そのものが会館、公所の設置と、そこで活躍する董事の存在をクローズアップさせるのである。ここで、董事の会館、公所運営のようすについてのべておくと、董事は会館、公所運営費として、商人から公費若干を献上させ、各種事業を行っている。特に商人層によって結成された会館の場合は、血縁・地縁的要素に加うるに、商利追求という利益団体的要素が濃厚であり、ここでこの董事の任務は、会館の経営によって、相互の利益を保証し合っていた。いわば、彼等は有限責任体制によって相互に結ばれていたといえる。このようにして形成されてきた董事体制は、國家が強制的に施行させようとした村落結合よりも強固なものがあろう。均田均役法が有

名無実化したのも、強制的な結合の原理の破綻とみられるのである。ここに國家自身がより現実的な結合の原理としての董事体制を利用して、地方行政の円滑化を図ろうとしたものと思われる。すなわち、國家は、この董事をしばしば地域行政の首長或は助言者に任用し、ここに商業運営上、創設された機関が、官僚行政の一翼を担うことになった。かくして、

地方官が公共事業、慈善事業、又ハ非常災厄等ノ為メニ寄付金又ハ義捐金ヲ募集スルガ如キ場合ニハ、司事ヲシテ之ニ当ラシム。即チ、此ノ場合ニハ、司事ハ官ノ機関タル用ヲナスト謂フベシ。〔清国行政法〕二卷、第一編内務行政、第五章産業、第四節商業、第三款、会館及び公所)

とあり、司事(董事の一職務)は、官の補助機関として、公共事業の資金集めや施行に重要な役割を課せられていたのである。これを水利事業についてみれば、

光緒二年会同南漕知縣顧思賢、通報各憲、於九月初五日、在北蔡鎮、設立河工公館總局各一所。並在長浜呂家浜等處、設立分局、遴董舉辦。……統計工程、比道光十五年分倍之。蓋並開支河、有一十六處之多也。〔光緒川沙厅志〕卷三、水道、滄白蓮涇等河章程)

とあり、水利工程が公館組織により遂行されていたことがわかる。

しかもそのことによつて、より多くの支河を開くことができるようになったことが指摘されている。

以上の経過で明らかのように、董事なる名称は、主として商業団体に關係ある用語であるのであるが、これが清中期以降、地方行政の一端を担うようになると共に、政治的用語に転化した点に注目したのである。それと共に、郷村内部にあつても、首長として官の行政を分担する場合には、董事なる名称が使用されるようになり、郷村の業戸にも適用されるようになった。ただ郷村の業戸は、時には城市にあつて商工業活動を行なつてゐるものもあり、その点では容易に董事体制は郷村にも適用し得たのである。しかもここでの運営費は、すべて捐納によつていたのであるから、これがかつての里甲体制下の徭役とは、全く違つた職能であつたことは明らかである。

① 『光緒常昭合志稿』卷九、水利、巡撫、慕天顏、「開浚白茆條約、給食」の項に

凡夫工動用錢糧、悉係正帑、饑民起工。……今尚委府佐官、親自監開驗明、足色足數、包封每五日一散給、務須病詣河干、唱名首領、不得假手胥役、任意先後扣廻云々

② 『光緒川沙序志』卷三、水道「滄白運糧等河章程」参照。

③ 『光緒南匯縣志』卷二、水利志、同治五年知縣葉廷晉詳治周浦塘の條に

是否妥洽可行、已移請水利局、酌核辦理矣。……當經卑職延眷會同

卑前縣總令聯銜、詳復水利局暨滬吳司在案。……又准水利局咨、奉蘇蘇部院張批開、如詳立案、仰水利局總局、轉飭遵照、並移滬司衙門知照、云々……」

とあり、水利局は、滬吳司とほぼ同等の権限を有してゐたようである。又、『同治蘇州府志』卷十一、水利「同治十一年、滄太湖泄港」の項に、設水利局、委署藩司臧寶時總弁、計滄吳江境內云云

とあり、蘇州では、同治十一年に水利局が設置されている。

④ 『光緒常昭合志稿』卷九、水利「乾隆四十年滄福山塘」の項。

⑤ 『江蘇省明清以來碑刻資料選集』三六三、「福山塘七石貨物捐案自碑」に

案掘福山港商牙士民……呈稱、福山塘河淤塞多年、伏祈列憲軫念民艱、紳士仰承德意、倡捐開浚。大工已竣、惟是河之淤塞、總因潮汐往來、浮沙日積、独有動于撈淺、則可永遠流通。是以公議進口出口一應貨物、稍酌公儲、以備將來撈淺之費等情」

とある。因みに、これは乾隆十七年のことであり、この管理運営の責任は各牙商董事人とある。

⑥ 『安吳四種』「中衢一勺」卷三「海運十宜」に

「宜勸董事領袖公議、每載官漕一石、酌提銀若干、分貯貯儲以作公費云々」

とある。

## おわりに

この小論は、國家權力による水利行政と、郷紳支配の問題に焦点を併せて、水利慣行事業を分析したため、地主―佃戸關係に展開される水利權益をめぐる階級闘争、更には、兩者間における水

利慣行様式の變遷等の問題は捨象されてしまった。そして、それと共に、均田均役法、地丁銀制の成立をもって完成した清朝封建的土地所有制が、税糧徴収、水利徭役の面に於て、矛盾が現われ動揺し始める清中期以降の時期を歴史的にどのように位置づけるかという大きな課題がある。これらの問題は、後日論述するが、ここではこの小論の主旨をまとめると共に、今後の展望につきふれておこう。この小論では、清中期以降にみられる水利事業における捐納の増加と郷董制の成立が業食佃力方式による民弁の水利事業への官督権の強化を意味していることと同時に、水利責任者としての董事はかつての徭役の復活ではなく、地方行政機構の一端を担う職種であったということを明らかにした。既に小島氏が「官督紳弁」としての「郷董制」は、官紳一体の小作料徴収機構<sup>①</sup>と追租局と相補う関係にあり、農民運動の高揚に対応する地主連合の要として位置づけられ、更に、区・図董の役割として、保甲・団練・清丈・田賦と共に、水利機構を指摘されている。この官紳が一体となって、税賦の徴収、警察、裁判、救済、水利等の事業を遂行するしくみは、清末になって、一時的に強化された。その背景としては、清中期以降、農業生産力の増大に伴って、商品経済はかなり進展を示し、各城鎮を中心として小市場圏の成立、更にはそれらを連絡する国内市場の成立が萌芽的に準備されてい

たこと、<sup>②</sup>このような状勢の中で、佃農層を主体とした抗租、抗糧闘争が活発化したので、郷紳層は、その佃租収奪の保証を、永佃権の譲渡と、一定の減租に求めると共に、税糧の負担を佃農に肩代りさせることで、地主の権益を維持せんとした。地主は収租権では大巾に譲歩したが、一方で流通機構を掌握することによって、直接生産者たる佃農の利潤を吸収した。国家権力はこのような清中期以降の社会、経済における郷勢に対応して、城郷における新しい支配様式を模索していたが、それが郷図制であり、董事体制であったのである。

国家は流通機構を掌握していた地主・商人の連合を擁護することの代償として、地方公共事業―特に水利の責任を課した。すなわち国家は、大工・幹河・支河に至るほとんどの河川への管理を強化し、その工事の運営を董事に委任した。ただその運営方式は董事に一任されていたので、多くの河川では、編折法が採用され、水利基金は捐納によるものが多くなった。このように水利事業における運営と労働の分離<sup>③</sup>がみられるようになる、かつては徭役として労働奉仕的な側面が強かった水利事業が、部分的にせよ近代的な経営と雇傭の形態を取るようになったといえよう。

① 小島淑男「一九一〇年代における江南の農村社会」『東洋史研究』第三卷第四号、及び「清末の鄉村統治について」『史潮』第八号、



一九六四年、参照。

② 清代における商品経済の発展と農民層分解に関する研究としては、李之勤「論鴉片戦争以前清代商業性農業の発展」『明清社会経済形態の研究』が参考になる。

③ 浜島敦俊氏は、「明末清初、江南デルタの水利慣行の再編について」『社会経済史学』四〇巻二号、一九七四年、の中で、「明末清初期の公権力の介入による水利慣行の再編は、抗租（抗糧）を包摂する形で遂行され、雍正、乾隆期以降の相対的安定をこの地域につくり出す。この階級矛盾の一時的鎮静、糊塗を突破し、農民のせきとめられたエネルギーの溢出口を創出したのは、嘉慶、道光以降の農民反乱の展開、とくに江南デルタにおいては太平天国であった」と述べられ、水利慣行の再編そのものが再度の農民反乱の中で機能を喪失してしまったと説くのであるが、この時期に体制側に於ても再々度の水利慣行の編成が行なわれたことを無視することは出来ない。しかもそれは決して清

初の体制への逆戻りではなく、一定の社会経済発展に対応した形でなされたものである。

④ 『光緒青浦県志』巻三〇、雜記に、

同治八年十一月、紳董龔拜言等、以圩岸工程、有大小轻重之別、酌擬条呈参用計工貼食法、每工貼食二升、由経董地保結票向業領取云云

とあり、これについて、森田氏が前述第一章、注13の論文で、圩岸工事に要する労働量Ⅱ工を基準として、その所要工数に応じて貼食、つまり食米を補助支給するというものであるとして、その意図は、その負担の不均衡を是正しようというものであるとされているが、これこそ雇用労働性の基準となったものであると思われる。この点については今後の検討にまちたい。

（鹿児島大学助教授